

学校生活の心得

☆欠席するとき

8:10～8:30（時間厳守）に保護者から学校に電話連絡。

Tel 072-236-5042

☆遅刻したとき

8:30～8:40 始業遅刻（教務遅刻でない青色）

正門で入室許可証（青色）をもらって1限目の授業担当の先生に提出する。

8:40～ 授業遅刻

生徒指導室<昼休み以降は職員室>で入室許可証（白色）をもらって授業担当の先生に提出する。入室許可証がなければ入室できません。休み時間中に登校しても必ず

生徒指導室<昼休み以降は職員室>で手続きをすること。

公共交通機関の延着の場合、延着証明書を持参すること。
（WEBで延着証明を確認できる場合を除く）

正門または生徒指導室<昼休み以降は職員室>で延着証明書を示し、先生の指示を受けること

「延着証明記載の延着時間 + 15分」を、生徒の学校到着時間から差し引いては判断する。

☆遅刻指導

- ・怪我、病気による通院はカウントしない、考査ごとに指導
- ・3回目の遅刻で「プレおはよう登校指導」となる。（イエローカード発行）
- ・5回目の遅刻で「おはよう登校指導」となる。（レッドカード発行）
- ・プレおはよう登校は3日間連続、「おはよう登校指導」は5日間連続、8時25分までに登校し、職員室で先生にチェックを受ける。ただし、指導の途中で8時30分までに職員室に登校できなかった場合はリセットとなり、一からやり直しとなる。
- ・「おはよう登校指導」に従わない場合は保護者へ連絡。学年生指係による指導。度重なる場合は保護者に来て頂き特別生徒指導となります。

☆早退するとき

担任（不在の時は学年団の他の先生でも良い）に早退許可を受けて許可証を発行してもらい下校し帰宅したら学校に帰宅連絡を電話でする。

（下校途中で補導指導を受けたときは早退許可証を提示しなさい。）

☆外出するとき

登校してから最終授業が終了するまでは許可なく学校の敷地の外へ出ることは禁止です。（昼食、文具等の買い出し等厳禁）

通院、願書の提出等認められた事での外出が必要なときに限り担任に外出許可証を発行してもらって外出すること。（用件が終了後は速やかに帰校すること。）

☆学 習

- ・授業中には許可なく教室や指定の場所から離れないこと。
- ・保健室に行くときは授業担当の先生の許可をとって、授業に戻るときには保健室から入室証明書をもらって担当の先生に提出すること。
- ※授業のエスケープは特別生徒指導となる。

☆生 活

☆挨拶の励行

- ・校外での挨拶を励行すること。
- ・相手の気持ちやTPOを考えて行動するように心がけよう。

- ・言葉使いもきちんとしましょう。
例) 職員室に入室するとき

- × ～先生いますか
- ～先生おられますか、～先生いらっしゃいますか
- 入室時 ノックして失礼します。 ○年○組の○○ですが
○○先生はいらっしゃいますか。

☆服装等

- ・服装を直す（ネクタイ・リボンを忘れた者は職員室で借りる。下校時返却。）
- ・スカート、ズボンを折ったり、ずらしてはいけない。
- ・髪染め・パーマ・付け毛（エクステ・カツラも）は禁止。
- ・癖毛・もともと茶色毛の人は合格発表又は入学式後に申し出ること。
- ・きめられた制服をきめられた様式で着用すること。（服装規定通り）
- ・スカートを短く切ったり、制服を変形させたりした場合は卒業まで預かり指導とし、新たに購入していただきます。
- ・きめられた制服以外は預かり指導。（3学期終業式まで預かり指導）
- ・スカートからはみ出るジャージははかない。
- ・装飾品は禁止（ピアス、イヤリング、ネックレス、指輪等）
ピアスは預かり指導になります。（一定期間）
- ・化粧・マニキュア・付けまつ毛・マスカラ等は禁止。
- ・安易に外見を変えるのではなく自分自身をみがいて成長させていこう！！
- ・・・・呼び出し指導になります。また、保護者に協力を求めます。

☆携帯電話

携帯電話は校内使用禁止。

→校内（敷地内）に入る前に電源を切り、カバンの中に入れる。

- ①電源のON・OFFに関わらず目に留まれば、使用と見なす。
- ②呼び出し音やバイブレーションが鳴った場合は使用と見なす。
使用した場合は預かり指導になります。
《携帯預かり指導》

- 1回目・・・反省が認められたら、その日の放課後に学年の生指係の先生から返却
- 2回目・・・反省が認められたら、原則2泊3日以降の登校日の放課後に預かり証・反省文と引き換えに生指部長から返却
- 3回目・・・反省が認められたら、原則1週間後以降の登校日に預かり証・反省文と引き換え生指部長から保護者に返却

テスト中は携帯電話等の電子機器や教科書・ノート・プリントなどを机、ポケットなど手の届くところに所持しているだけでカンニング行為と見なされます。
（0点+停学）ハンカチ、鍵、財布などもすべて鞆の中に入れておくこと。

*テスト中に携帯電話の呼出し音やバイブレーションがなった場合は、1回目から数日間の預かり指導とする。

- ネット犯罪が多発しています。
被害者・加害者にならないために以下の点を相談してください。
- ① 携帯電話の必要性・危険性について話し合う。
 - ② 家庭内でルールを作り、励行させる。
 - ③ フィルタリングの必要性を理解させる。

☆食堂利用

- ・食堂より紙コップ・アイスクリームの持ち出し禁止。
利用できるのは3限終了から昼休み終了までと放課後とする。
食後は椅子の片づけ、ゴミや食器の処理をする。（気が付いたら近くのゴミも一緒に捨てよう）
- ・休憩時間以外の飲食は禁止。（ガムは禁止）
- ・食堂の弁当ガラは食堂または各階に設置してある食堂ゴミ箱に捨てること。
- ・早朝の弁当予約は午前8時から8時30分までと1限終了後、2限終了後の各10分間です。
- ・学校へのデリバリー注文は禁止です。

☆清掃

気持ちよく、みんなが過ごしやすい環境作りを心がけよう。

- ・各授業後黒板はきれいに消し、クリーナーを使用する。黒板消しで教室の窓側の壁を汚さない。

☆公共物

- ・校舎、教室、グラウンド、机、ロッカー等公共物は大切に、きれいに使うこと。故意に破損したり汚したり落書きしたりしないこと。（特別生徒指導及び弁償）誤って破損した場合も必ず届け出ること。

☆盗難

- ・選択授業等の教室移動で教室が空になるときは必ず鍵当番が教室施錠をする。
- ・貴重品入れを利用すること。（体育の授業）
- ・移動教室の場合は貴重品は肌身離さないこと。
- ・持ち物には必ず記名をすること。
- ・他人の持物を勝手に使用しないこと。（悪質な場合は特別生徒指導）
- ・他人の持物を盗らない。（特別生徒指導・警察へ連絡）
- ・金品、持物の貸し借りはトラブルのもとになるので慎むこと。
- ・盗難に遭ったら被害届を生徒指導部（警察にも届け出ることが望ましい）に出すこと。
- ・ロッカーには丈夫な鍵をつける事
- ・盗難関係で何か心当たりがあれば先生に申し出ること。（通報）

☆登下校時の注意と不審者（痴漢等）対策

- ・登下校中は交通ルール、通行マナーを厳守すること。（ゆずり合いの精神で）特に登校時の北野田駅からの通学路は右側通行で一般の方の迷惑にならないように心がける事
- ・登下校中に不審者や痴漢が出没しているので集団での登下校を心がけ、もし被害に遭ったときは、すぐに家・学校と警察に連絡をすること。

☆自転車通学

- ・交通規則をよく守り安全運転に努める。
- ・保険（自転車保険あるいは総合保険）に加入すること。加害者や被害者の立場になれば日本スポーツ振興センター制度は適用されません。
- ・自転車通学希望者は制限がありません。通学許可申請をし、自転車にステッカーを貼れば許可されます。ただし、交通規則や学校の指示事項を遵守できない場合（遅刻常習者等）は許可の取り消しとなる。
- ・「携帯電話の通話、操作をしながらの運転」の禁止。
- ・「傘を差しながらの片手運転」の禁止（雨天時雨がっぱの着用）。
- ・「ヘッドホンで音楽を聴きながらの運転」の禁止。
- ・「歩道でむやみにベルを鳴らす行為」の禁止。
- ・ヘルメットを着用するように努めること。

☆アルバイト

- ・アルバイトについては、原則生徒の学習を重視する立場から認めません。
- ・家庭事情が必要な場合は、担任と相談の上、「アルバイト届」を提出しなさい。

☆いじめ・セクハラ

- ・いじめやセクハラ言動にはくれぐれも注意すること。
- ・いじめ・セクハラを感じたら担任や先生に相談すること。
- ・相談したいことがあれば担任・養護教諭・相談室を利用する。また、校外では警察や24時間電話相談「すこやか教育相談24」に問い合わせること。
0120-0-78310

☆賭け事

- ・ギャンブルは禁止。（特別生徒指導）
- ・花札、麻雀等持ってこない。（預かり指導）

☆薬物乱用防止

- ・世間には危険が溢れています。大麻・薬物やその他の誘惑にはのらないようにすること。
- ・立った1回でも絶対にダメです。

☆校内生活関係の指導

- ・校外やグラウンドでは校内スリッパの使用は禁止です。
- ・体育館シューズは体育館フロアでのみ使用すること。（それ以外は禁止）
- ・考査1週間前・考査中のボール貸し出しは中止。
- ・個人ロッカーの上に私物を置かない。（撤去します）
- ・上履きを忘れた場合自分の下足を持ち、職員室に借りに行くこと。（下校時返却）。
- ・学校に不要なものを持ってこない。
- ・校内でヘッドホンをする場合は緊急事態に備え慎むこと。
- ・西門は8時25分に閉門。（考査中も同じ）放課後は開門しない。
- ・通常、教室で更衣はしない。
- ・爆竹、クラッカー（火薬類）等校内で使用することは禁止。
（悪質な場合は特別生徒指導）
- ・教室・廊下等の校舎内、中庭等でのボール遊び等は禁止。但し、1号館とグラウンド間のみ認める。

※ 次の行為があった場合は、特別指導（停学等）の対象となります。

飲酒・喫煙（同席を含む） 暴力行為 窃盗（万引き） 考査不正行為（カンニング等）
Twitter、Instagram、LINEなどへの不謹慎な写真の投稿、誹謗
・中傷など 怠学による免許取得（再交付） 単車・自動車通学（自宅～最寄り駅
間を含む、親以外に送ってもらうも含む） 指導不服従 遅刻累積 無免許運転 交通
事故 その他学校が特別指導を必要と判断したとき